

第6期第4回 横浜市子ども・子育て会議〔青少年部会〕

日時：令和6年3月29日（金）10:00～11:30

場所：横浜市青少年交流・活動支援スペース

議事次第

入室（資料確認）

- 1 開会
- 2 青少年部長あいさつ
- 3 議事
 - (1) 第3期横浜市子ども・子育て支援事業計画について
 - (2) 第3期横浜市子ども・子育て支援事業計画に向けた新たな点検・評価の試行実施（案）について
- 4 情報提供
青少年の地域活動拠点づくり事業の効果的実施に向けた検討について
- 5 閉会
・事務連絡

〔配付資料〕

- ・議事次第
- ・資料1 横浜市子ども・子育て会議青少年部会 委員名簿
- ・資料2 横浜市子ども・子育て会議青少年部会 事務局名簿
- ・資料3 第3期横浜市子ども・子育て支援事業計画について
- ・資料4 第3期横浜市子ども・子育て支援事業計画に向けた新たな点検・評価の試行実施（案）について
- ・資料5 「青少年の地域活動拠点づくり事業」の今後の方向性について
- ・資料6 横浜市子ども・子育て会議条例
- ・資料7 横浜市子ども・子育て会議運営要綱

第6期 横浜市子ども・子育て会議 青少年部会
委員名簿

資料 1

【敬称略 50音順】

任期：令和4年11月1日～令和6年10月31日

	所属・役職 等	氏名
1	横浜市PTA連絡協議会 副会長	くらね みほ 倉根 美帆
2	特定非営利活動法人 アンガージュマン・よこすか 理事長	しまだ のりたか 島田 徳隆
3	静岡県立大学 国際関係学部 教授	つとみ ひろし 津富 宏
4	駒澤大学 総合教育研究部 教授	はぎわら けんじろう 萩原 建次郎
5	横浜市立中学校長会(市場中学校 校長)	ひらもり よしのり 平森 義教
6	横浜市青少年指導員連絡協議会 会長	へんみ しんいち 辺見 伸一
7	横浜市立大学 大学院 都市社会文化研究科 教授	みわ のりえ 三輪 律江
8	神奈川県弁護士会	やお きとし 矢尾 寛史
9	横浜市民生委員児童委員協議会 理事	やなだ りえこ 梁田 理恵子
10	横浜市立高等学校長会(横浜総合高等学校 校長)	よこた たかゆき 横田 孝行

横浜市子ども・子育て会議 青少年部会 事務局名簿

所 属 ・ 役 職	氏 名
青少年部長	たぐち かなえ 田 口 香 苗
青少年育成課長	もりわき みやこ 森 脇 美 也 子
青少年相談センター所長	おぐり ゆみ 小 栗 由 美
青少年育成課担当係長	さいとう たけし 斉 藤 健
青少年育成課担当係長	こまつ ナツメ 小 松 ナ ツ メ
青少年育成課担当係長	いしまる まさや 石 丸 雅 也
青少年相談センター副所長	おおつ きえこ 大 津 草 絵 子
青少年相談センター相談支援担当係長	はぎわら としかず 萩 原 敏 一
企画調整課長	かきぬま ちひろ 柿 沼 千 尋
企画調整課担当係長	いくの もと やす 生 野 元 康
こども家庭課長	ふじなみ ひろこ 藤 浪 博 子
こども家庭課担当係長	なぐら たかのり 名 倉 孝 典
放課後児童育成課担当係長	なぎ しゅうと 奈 木 修 人
地域子育て支援課担当係長	やまもと まいに 山 本 麻 依 子

第3期横浜市子ども・子育て支援事業計画 骨子案

【総論部分】

第1章 横浜市子ども・子育て支援事業計画について

1. 計画の位置づけ
2. 計画の趣旨
3. 計画の期間
4. 計画の対象
5. 他計画との関係

第2章 子ども・青少年や子育てを取り巻く状況【4は素案作成時議論】

1. 人口や少子化の状況
2. 子ども・家庭の状況
3. 地域・社会の状況
4. 第2期計画の振り返り

第3章 本市の目指すべき姿と基本的な視点

1. 目指すべき姿
2. 計画推進のための基本的な視点

【各論部分】

第4章 施策体系と事業・取組【3・4は素案作成時議論】

1. **重点取組**
2. 施策分野・基本施策とその関係性
3. 施策体系図
4. 指標一覧
5. 各施策における現状と課題及び今後の方向性

第5章 保育・教育及び地域子ども・子育て支援事業に関する量の見込み、確保方策【素案作成時議論】

1. 保育・教育に関する施設・事業
2. 地域子ども・子育て支援事業

第6章 計画の推進体制等について【素案作成時議論】

1. 計画の点検・評価
2. 様々な主体による計画の推進
3. 人材の確保・育成の推進
4. 情報発信や情報提供の推進

第1章

横浜市子ども・子育て支援事業計画 について

1 計画の位置づけ

○計画の法的根拠

- ・子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」
- ・次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」
- ・こども基本法に基づく「市町村こども計画」
- ・子ども・若者育成支援推進法に基づく「市町村子ども・若者計画」

※子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「横浜市子どもの貧困対策に関する計画」については、子どもの貧困対策に資する教育、福祉、子ども・子育て支援等の取組に横串をさし、連携して推進することを目的とした計画であるため、引き続き別計画として推進する。

<国の動き>

- 令和5年4月に「こども基本法」が施行された。日本国憲法や児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会「こどもまんなか社会」の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的に、こども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定やこども等の意見の反映などが定められた。
- 令和5年12月に「こども大綱」が閣議決定された。これまで別々に作成・推進されてきた、少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく3つのこどもに関する大綱を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定められている。

(法的根拠)

第2期横浜市子ども・子育て支援事業計画

第3期横浜市子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て支援法

市町村
子ども・子育て支援事業計画

市町村
子ども・子育て支援事業計画

次世代育成支援
対策推進法

市町村行動計画

市町村行動計画

こども基本法

市町村こども計画

子ども・若者
育成支援推進法

具体的な事業に反映

市町村子ども・若者計画

子どもの貧困対策の
推進に関する法律

市町村計画

市町村計画

第2期横浜市子どもの貧困対
策に関する計画

第2期横浜市子どもの貧困対
策に関する計画

2 計画の趣旨

- 本市の子ども・青少年施策及び子育て支援施策に関する基本理念や各施策の目標・方向性を定め、**生まれる前から大人になるまでの切れ目のない総合的な支援**を推進する。

3 計画の期間

- **令和7(2025)年度から令和11(2029)年度までの5年間**

4 計画の対象

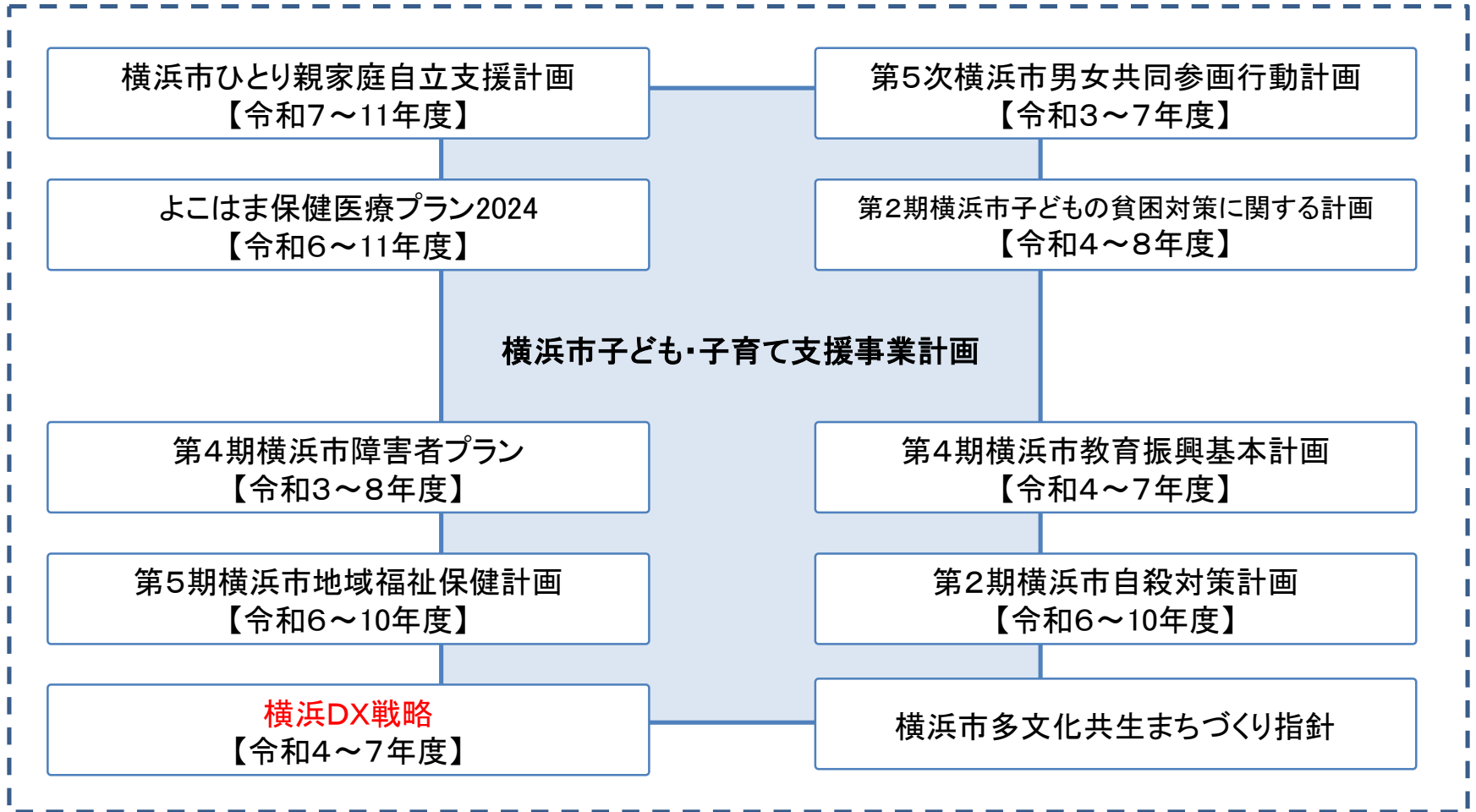
- **心身の発達過程にある者とその家庭**を対象とする。
 - ・**主に**、生まれる前から乳幼児期を経て青少年期に至るまでの、おおむね20歳までの子ども・青少年とその家庭とする。
 - ・若者の自立支援については39歳までを対象とするなど、施策の内容により、必要に応じて対象となる年齢に幅を持たせ、柔軟な対応を行う。

5 本市における他計画との関係

- 横浜市中期計画をはじめ、子ども・青少年施策及び**子育て支援施策**に関連する各分野の計画と連携・整合を図りながら、子ども・青少年や子育て家庭への支援を総合的に推進する。

<関連する主な計画等>

横浜市中期計画2022～2025
【令和4～7年度】



第2章

子ども・青少年や子育てを取り巻く状況

※ニーズ調査の結果については、3月末に公表予定のため、現時点では暫定値を記載しています。

1 人口や少子化の状況

(1)人口、出生数、合計特殊出生率の推移

- 市の人口は、2021年の約377.6万人をピークに減少。また、本市の将来人口推計では、2070年には約2割が減少し約301.3万人。なお、出生数は2031年に向けて増加傾向となる推計。
- 18歳未満の人口は、2004年の約58万人から約1割減少し2024年は約51.4万人。
- 出生数は減少傾向で、2016年には3万人を割り、2022年時点で約2.4万人。
- 合計特殊出生率は2005年以降上昇傾向に転じ、2015年には1.37となったが、その後低下し、2022年時点で1.16。全国(2022年:1.26)と比較すると、低い水準で推移。
- 本市の未婚割合は上昇傾向。2020年における40～44歳で、男性33%、女性21%。2010年における40～44歳では、男性29.8%、女性16.9%。
- 2021年における市外への転出者数は13.1万人、市外からの転入者数は13.9万人。令和3年度中に市内から東京圏(東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県)に転出した20～44歳のうち、世帯に就学者等や未就園者がいた方は10.9%、東京圏からの転入者では16.1%。
- 結婚や出産は個人の決定に基づくものだが、少子化の進展により、子ども・若者にとって乳幼児と触れ合う機会や地域と子ども・子育て家庭の交流の機会等が減少しているとの指摘もある。

2 子ども・家庭の状況

(1)世帯状況の変化

- 6歳未満親族のいる世帯数は、2000年に約15.2万世帯(一般世帯数に占める割合:11.2%)だったところ、2020年には約13.0万世帯(同:7.4%)となり、そのうち約96%が核家族世帯となるなど、子どもがいる世帯が減少し、地域の中で、子どもや子育て家庭の状況を捉えづらくなっている。
- 「利用ニーズ把握のための調査」では、子育てに対する周囲から支えがない人の割合は、2013年度の16.2%から2023年度は22.0%に増加。

2 子ども・家庭の状況

(2) 就労状況等の変化

- ニーズ調査では、父母ともに就労している共働き世帯の割合は、2018年度の55.5%から2023年度には68.6%に上昇。
- 母の就労形態は、フルタイムが48.4%、パート・アルバイト等が23.2%、未就労が27.1%。また、未就労の母親で就労したい意向がある人は80.2%であり、希望する就労形態はパート・アルバイト等が85.6%。
- 父親の育児休業の取得した割合は、2018年度の7%から2023年度は20.5%に増加。

(3) 子どもの状況

- ニーズ調査では、日中の定期的な教育・保育事業を利用している割合は、0歳児27%、1歳児63%、2歳児が75%で、2013年度の0歳児18%、1歳児38%、2歳児48%から増加。
- 父母共にフルタイムで就労している世帯を含めた共働き世帯の増加に伴い、長期間かつ長時間保育所等を利用する子どもが増加。
- 保育・教育の質の向上に加え、保護者と保育・教育現場の双方への支援の充実が必要。併せて、地域とのつながりや他者との関わりが相対的に少ない在宅で子育てを行う家庭の支援も必要である。
- 保育・教育現場の声として、コロナ禍や夏の暑さによる外遊びの減少などの影響により、体力が落ちたり、情緒面で幼い子どもが増えているとの指摘がある。
- ニーズ調査によると、発達や障害に関する医師の診断が「ある」小学生の割合は12.7%で、10年前の7.4%から増加。
- 放課後等デイサービス支給決定人数が2018年6,468人から2022年9,886人で1.5倍となり、発達障害児の増加が示唆されている。
- 周産期医療、新生児医療の進歩等を背景として、早産児・低出生体重児・先天性疾病の子どもたちが、医療機関での長期入院後も引き続き人工呼吸器や胃ろう等の医療的ケアを日常的に必要とするケースが増加。
(国によれば、全国の在宅の医療的ケア児(0~19歳)は推計で約2万人)
- 疾病や障害の有無に関わらず全ての子どものインクルーシブな育ちの環境づくりの強化が求められている。

2 子ども・家庭の状況

(4) 子育ての不安感・負担感

- ニーズ調査によると、「子育てに不安を感じたり、自信を持てなくなったりしたこと」について、「妊娠中」では60.4%、「出産後、半年くらいまでの間」では72.2%が「あった」と回答。
- 子育てに関しての困りごとでは、「仕事との両立」が45.7%、「経済的な負担」が31.8%など、子育てに関して何らかの困りごと抱えている人が92.7%。
- 子育てに関する不安や負担感を軽減し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援が必要。

(5) 子どもと子育て家庭の暮らしとウェルビーイング※1

- 「令和5年度 全国学力・学習状況調査」において、普段の生活の中で幸せな気持ちになることが「ある」「ときどきある」との回答した割合は、本市の小学校(公立)の児童で91.1%、中学校(公立)の生徒で88.1%。
- ニーズ調査(子ども本人向けの質問)では、あったら良いなと思う場所として「建物の中で思い切り遊べる場所」が66.5%、「友だちとたくさんおしゃべりできる場所」が63.3%、「運動が思い切りできる場所」が49.3%。
- ニーズ調査によると、子育ての満足度は5年前と比較して低下。相談相手がいる方や、暮らしの状況として「ゆとりがある」と回答した方で、満足度が高い傾向。
- 横浜市立大学と連携したハマスタディ調査では、フルタイムで働く妻の平日の家事時間は子どもがいない家庭の1.8時間に対し、子どもができると2.2~2.5時間に増加。夫はこども数と家事時間に関連がみられず、妻の家事時間のおよそ半分。妻の家事時間が長くなるにつれてウェルビーイングが悪化する傾向が見られる。
- 市民意見交換会では、「こんな支援があったらいいな」というテーマの中で、「子どもの居場所」の充実を求める意見が最も多く出された。

※1 幸福で肉体的、精神的、社会的全てにおいて満たされた状態のこと。

2 子ども・家庭の状況

(6) 様々な状況にある子ども・青少年の状況

- 「横浜市におけるヤングケアラーに関する実態把握調査」では、小学5年生の20.3%、中学2年生の13.5%、高校2年生の5.4%が家族の中に世話をしている人が「いる」と回答。「いる」と回答した子どものうち、自分がヤングケアラーだと思う子どもの割合は、小学5年生で8.6%、中学2年生で6.5%、高校2年生で11.0%。
- 「横浜市子ども若者実態調査」では、ひきこもり状態にある15～39歳の方は約1.3万人の推計。
- 令和3年度の内閣府調査(※2)によると、若年層(16～24歳)のうち、4人に1人以上(26.4%)が何らかの性暴力被害に遭っている。身体接触を伴う被害は12.4%(女性15%、男性5.1%)、性交を伴う被害は4.1%(女性4.7%、男性2.1%)。
- 児童虐待相談対応件数は、2017年6,796件から2022年13,140件と約2倍に増加。
- 令和4年度「暴力行為」・「いじめ」・「長期欠席」の状況調査結果(小中学校)では、不登校児童生徒数は8,170人。
- 子ども・若者や家庭が抱える困難や課題は、様々な要因が複合的に重なり合って、いじめ、不登校、ひきこもり、孤独・孤立、非行といった様々な形態で表出するものであり、表出している課題に係る支援に加えて、複合的な課題に対して個々に寄り添った多面的な支援の重要性が指摘されている。
- 「こどもまんなか社会」の実現に向けて、全ての子どもや若者が虐待、いじめ、暴力、経済的搾取、性犯罪・性暴力、災害・事故などから守られ、困難な状況に陥った場合には助けられ、差別されたり、孤立したり、貧困に陥ったりすることなく、安全に安心して暮らすことができるよう、適切な支援を行うことが重要。

※2 アンケートの回収率が全体で2.82%であって、任意の回答者(積極的に回答した方)の回答内容に基づくため、疫学的遭遇率を示すものではないことに留意が必要。

3 地域・社会の状況

(1) 地域とのつながり

- ニーズ調査では、日常の子育てを楽しく、安心して行うための重要なサポートとして、「子育てに対する周囲の理解」を挙げた方が48.3%。地域社会から見守られている、支えられていると感じない方は、未就学児保護者では31.6%、小学生保護者では25.7%。また、そのような方では生活満足度が低い傾向にあり、安心した子育て環境をつくる上でも、地域で子育て世帯を見守り、支えることが重要である。
- 本市のNPO法人に関して、2023年12月時点で1,498の認証法人が設立されている。そのうち子どもの健全育成を図る活動を行っているのは約45%であり、子ども・子育てに関連する活動への関心の高さが伺える。
- 市民意見交換会では、「子どもが楽しく関われる地域の場がほしい」「サービスだけではなく地域でのつながりがほしい」「親同士の交流機会や場があるといい」など、地域・人との交流や地域における居場所を求める意見が多く寄せられた。

(2) 情報化社会の進展とDXに対するニーズ

- 令和4年度の内閣府調査によると、インターネットを利用している全国の10～17歳のうち、1日の平均利用時間は、小学生では約3.6時間、中学生では約4.6時間、高校生では約5.8時間。
- ニーズ調査では、小学生保護者の44.1%が、子育ての困りごととして「子どものネットやゲームとの付き合い方」を挙げている。
- インターネット利用の低年齢化と合わせ、SNSなどによるトラブル、長時間の利用による生活習慣の乱れ、犯罪被害などの問題も指摘されている。
- ニーズ調査では、子育て支援の電子化に関して、「区役所等に行く頻度が減ること」、「作成する必要がある書類が減ること」、「電子申請・届出が可能な子育て支援サービスの対象拡大」が多く求められていた。
- 市民意見交換会では、「自分から探さなくても、情報を得られると助かる」「情報が一か所に集まってほしい」などの意見があった。
- デジタルネイティブ世代が子育て世代となっていることも踏まえて、今後、デジタルを活用した子育て支援の展開が求められる。

3 地域・社会の状況

(3) 国際化の状況と多文化共生

- 本市の外国人人口は令和3、4年に一時減少するが、令和5年には11万人を超え、近年で最も多くなっている。日本語指導が必要な児童生徒数は、令和5年には3.7千人と、平成26年の1.4千人から約2.5倍に増加しており、子ども・子育て支援を推進する上でも多文化共生の視点が重要。

4 第2期計画の振り返り

【素案作成時に別途議論】

- ・コロナ禍での影響についても、振り返りの中で記載予定
- ・保育・教育施設等における災害対策、妊産婦・乳幼児の災害対策についても、振り返りの中で記載予定

第3章

本市の目指すべき姿と基本的な視点

1 目指すべき姿

未来を創る子ども・青少年の一人ひとりが、自分の良さや可能性を発揮し、豊かで幸せな生き方を切り拓く力、共に温かい社会をつくり出していく力を育むことができるまち「よこはま」

【検討にあたっての主なキーワード】

個人としての尊重 権利の擁護 最善の利益
基本的人権の保障 意見表明
健やかな成長・発達 自己肯定感
将来にわたる幸福 ウェルビーイング

第3章 本市の目指すべき姿と基本的な視点

2 計画推進のための基本的な視点

「目指すべき姿」の実現に向けて、次の7つを基本的な視点として、施策・事業を組み立て、推進。

視点	
①子ども・青少年の視点に立った支援	子どものより良い育ちを社会全体で支え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう、 子ども・青少年を権利の主体として認識し、子ども・青少年が意見を表明する機会を確保しながら 、「子ども・青少年の視点」に立って、施策・事業の推進に取り組む
②全ての子ども・青少年への支援	疾病や障害の有無に関わらず 子ども・青少年の健やかな育ちを等しく保障するため、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな支援と、必要となる支援を誰もが受けられる環境を整え、全ての子ども・青少年を支援する視点を持って取り組む
③それぞれの発達段階に応じ、育ちの連続性を大切にす一貫した支援	子ども一人ひとりの発達段階に応じた育ちや学びが積み重なるよう、子ども・青少年の成長を長い目でとらえ、子どもの育ちに関わる大人、関係機関、地域資源が連携しながら、支援の連続性・一貫性を大切にす視点を持って取り組む
④子どもの内在する力を引き出す支援	子ども・青少年を多様な人格を持った個として尊重し 、一人ひとりが自分の良さや可能性を見つめ、自己肯定感を高めながら内在する力を発揮することができるよう、その力を引き出していくという共感のまなざしと関わりを大切にす視点を持って取り組む
⑤家庭の子育て力を高めるための支援	保護者が地域の中で温かく見守られ、支えられながら 、妊娠、出産、子育てに対する不安や負担感、孤立感を抱えることなく、子どもの成長の喜びや生きがいを感じながら 子育てできる よう、家庭の子育て力を高めるための視点を持って取り組む
⑥子育て世代のゆとりを創り出すための支援	誰もが安心して 出産・子育て ができ、また、保護者が 時間的・精神的なゆとり を持って子どもに向き合うことで、親子の笑顔と幸せにつながるよう、子育て世代の「ゆとり」を創り出すための視点を持って取り組む
⑦様々な担い手による社会全体での支援 ～自助・共助・公助～	「自助・共助・公助」の考え方を大切にしながら、社会におけるあらゆる担い手が、子ども・子育て支援を社会全体の課題としてとらえ、それぞれの立場で役割を担うとともに、様々な社会資源との連携・協働を図りながら、社会全体での支援を進めていく視点を持って取り組む

第4章

施策体系と事業・取組

1 重点取組

- ・令和5年4月にこども基本法が施行され、市町村こども計画としても位置づけを行う最初の計画となること
 - ・「横浜市中期計画2022-2025」で、基本戦略「子育てしたいまち 次世代を共に育むまち ヨコハマ」を掲げ、広く子育て世代に響く支援を進めていること
- を踏まえて、**計画期間中、各施策分野を通して特に重きを置いて進めていく事項として、次の2つを重点取組として整理する。**

【重点取組①】

子どものウェルビーイング実現に向けた取組

- 子ども・子育て家庭を包括的に支えるとともに、子どもの居場所・遊び場の充実や、子どもの意見を施策・事業に生かす取組など、「こどもまんなか社会」を実現していくための基盤整備を推進

【重点取組②】

子育て家庭が実感できる「ゆとり」を創出する取組

- 保護者が時間的・精神的なゆとりを持って子どもに向き合うことで、子どもの健やかな成長や親子の笑顔と幸せにつながるよう、子育て世代の「ゆとり」を創り出すための取組を推進

※子育てDXの取組、EBPM(エビデンスに基づく政策立案)の仕組みについては、計画の総論や各基本施策の内容に反映

2 施策分野・基本施策とその関係性

重点取組① **子どものウェルビーイング実現に向けた取組**

重点取組② **子育て家庭が実感できる「ゆとり」を創出する取組**

【施策分野1】

すべての子ども・
子育て家庭への
切れ目のない支援

基本施策1 生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援の充実

基本施策2 地域における子育て支援の充実

基本施策3 乳幼児期の保育・教育の充実と学齢期への円滑な接続

基本施策4 学齢期から青年期までの子ども・青少年の育成施策の推進

基本施策5 障害児・医療的ケア児への支援の充実

【施策分野2】

個別ニーズ・
状況に応じた
子ども・
子育て家庭への
支援

基本施策6 困難を抱える子ども・若者への支援施策の充実

基本施策7 ひとり親家庭の自立支援／DV被害者や困難な問題を抱える女性への支援

基本施策8 児童虐待防止対策と社会的養育の推進

【施策分野3】

社会全体での
子ども・
子育て支援

基本施策9 社会全体で子ども・青少年を大切にする地域づくりの推進

(1) 現状と課題

<総論、社会環境の変化>

- 子ども・青少年を取り巻く環境は、不登校、薬物、ネット社会、特殊詐欺、自殺する子ども・青少年の数の増加など、一層厳しさを増すとともに、課題が複雑かつ複合化している。
- 地域のつながりの希薄化、少子化の進展により、子ども・青少年同士が遊び、育ち、学び合う機会が減少している。
- 子ども・青少年期の社会体験や自然体験が豊富な人ほど、社交性や挑戦意欲、自己肯定感が高い傾向が見られる。
- 全ての子どもたちにとって、安全・安心で豊かな時間を過ごすことができる放課後等の居場所の確保が必要である。
- 子どもの小学校入学を機に子育てと仕事の両立が困難になる、いわゆる「小1の壁」の問題に表れるように、保護者の時間的ゆとりの創出が求められている。

<子どもの居場所や体験活動、権利擁護と子どもの意見の反映>

- 価値観の多様化やそれを受け入れる文化の広がりに伴い、多様なニーズに応じた多様な居場所が求められるようになっている。
- 全ての子どもが自分の居場所を持ち、健やかな成長や身体的・精神的・社会的に将来にわたり幸せな状態(ウェルビーイング)を保つには、こどもが選択できる多様な居場所が多くあった方がよい。
- 子どもが外遊びができる時間は減少しているが、その背景として外遊びできる場所の減少も挙げられる。
- 中高生の通学形態の多様化、広域化によりライフスタイルに広がりが生まれており、学校外の場の必要性が高まっている。
- 地域活動拠点は中高生の子どもの居場所の機能を有しているが、地区センター等と比べ、中高生の認知度が低く、また箇所数も限られているため、これまで以上に広報の工夫や充実に取り組む必要がある。
- 学齢期から青年期まで、年齢で途切れることなく、全ての子ども・青少年が居場所を持つことができるよう、関係機関が連携して取り組むことが大切である。
- 地域主体により広がっているこども食堂等の取組が一層進むよう、必要なこどもへの周知、運営団体の人材や食材を確保するための支援やネットワークの構築等が求められる。
- 子どもへの性加害など子どもの権利が侵害される事態も生じており、子どもの権利擁護が図られる施策が求められている。
- 子どもに関する施策の実施にあたっては、当事者である子ども・青少年の視点を尊重し、その意見が十分反映される環境づくりに努めるとともに、子ども・青少年の社会参画を促進していくことが求められている。

(1) 現状と課題

<放課後等の居場所>

- 小学生の放課後の時間は、社会性の取得や発達段階に応じ主体的な活動ができる場としていく必要があり、放課後キッズクラブ・放課後児童クラブの職員に対する人材育成やプログラムの充実等による「質の向上」が求められている。
- 放課後の居場所づくりを持続可能なものとするため、運営主体への支援の充実が必要である。
- 放課後キッズクラブは全小学校に設置されており、子どもたちが思い思いに過ごせる活動場所の確保や、増加する配慮が必要な児童への支援に際して、学校との連携を更に進める必要がある。
- 放課後キッズクラブや放課後児童クラブは低学年の利用が主となっていることから高学年も利用しやすい場としていくとともに、学年が上がるほど多様化する放課後の過ごし方に対応した小学生の居場所づくりが必要である。
- 共働き家庭等の増加や就労形態の多様化にあわせた小学生などの居場所づくりが求められている。

<地域での子ども・青少年の見守り>

- 青少年指導員や横浜市少年五団体が、地域での子ども・若者の育成・支援に取り組んでいる。
- 子ども・青少年の健やかな成長のためには、地域の中で多様な世代と交流することで、社会性や自主性を育むことが重要である。
- 多様な地域資源が連携し、ネットワークを構築することで、「子ども・青少年を見守る目」を醸成するとともに、地域全体で予防的支援に取り組み、課題が顕在化した場合に、早期支援につなげられる環境を作っていくことが必要である。
- 地域における青少年育成の担い手の高齢化や新たな担い手の確保などの課題に取り組む必要がある。

(2) 根拠となるデータ

- ・こども大綱・子どもの居場所づくりに関する指針（R5.12 こども家庭庁）
- ・放課後児童対策パッケージ（R5.12 こども家庭庁）
- ・こども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージ（R5.7 こども家庭庁・内閣府）
- ・こども・若者白書（R4.6 内閣府）、地域活動拠点利用者アンケート（R5.12 こども青少年局）
- ・高校生の体験活動等ニーズに関する調査（R5.6 よこはまユース）
- ・放課後キッズクラブ・放課後児童クラブの充実に向けた調査（R5.7 こども青少年局）

基本施策4 学齢期から青年期までの子ども・青少年の育成施策の推進

(3) 目標・方向性

- (1) 全ての子ども・青少年がウェルビーイングでいられる居場所づくりや体験活動の充実
- (2) 小学生のより豊かな放課後等の居場所づくり
- (3) いわゆる「小1の壁」の打破
- (4) 子ども・青少年の成長の基盤づくり
- (5) 子ども・青少年の権利擁護の推進と子どもの意見の反映
- (6) 課題を抱える青少年を早期発見・早期支援につなげる環境づくり
- (7) 子ども・青少年の成長を見守り、支える地域社会づくり

(4) 主な事業・取組

※令和6年度予算案に計上している事業・取組は、市会での予算議決を停止条件とします。

小学生の居場所づくりの推進(小学生の朝の居場所づくりモデル事業、プレイパーク支援事業、こども食堂等支援事業)

放課後児童育成事業 (放課後キッズクラブ、放課後児童クラブ、放課後児童育成施策推進事業等)

青少年の地域活動拠点づくり事業 (安心して集える居場所・体験機会の提供、子どもの意見を聞くワークショップ、防犯カメラの設置)

子ども・青少年の体験活動の推進 (体験プログラム(子どもの意見の反映)、青少年関連施設・野外活動センターの運営)

青少年育成に係る人材育成等の取組 (子どもの権利擁護研修、子どもの意見を反映した事業運営研修、拠点スタッフ研修、育成センター、ユースワーカー養成、青指研修等)

青少年育成に係る広報・啓発の実施 (ふあんみつけの充実、ボランティア等利用のきっかけとなる体験プログラムの実施)

青少年指導員や横浜少年五団体の活動支援

【R7年度以降に想定される取組(案)イメージ】

- ・放課後事業における「質の向上」のための取組推進
- ・障害児・医療的ケア児の受入れ推進
- ・「小1の壁」の打破に向けた取組の推進(DX、長期休業期間中の昼食提供、朝の居場所づくりモデル事業等)
- ・子どもの居場所が連携した取組(青少年の地域活動拠点、こども食堂、地域子育て支援拠点など)
- ・多様な子どもの居場所づくりの推進(施設間の連携、プレイパークの更なる充実等)
- ・子ども・青少年の居場所関係者のネットワークづくり

基本施策6 困難を抱える子ども・若者への支援施策の充実

(1) 現状と課題

<養育環境に課題を抱える家庭の子ども・若者>

- 親の疾病や経済的な困窮など、養育環境に課題がある家庭で育つことで困難や課題を抱える子ども・若者が存在する。
- 貧困、いじめ、不登校、ひきこもり、無業などの複合的な課題を抱えている子ども・若者が、地域の中で認知されにくく、本人や家族が社会的に孤立しているという状況がある。
- 子ども・若者が抱える課題は、家庭が抱える問題が子ども・若者に表面化(顕在化)したのもあることから、課題の解決には、世帯全体を支援する必要がある。世帯全体を支援するためには、行政の支援だけでなく、地域における日頃の見守り活動などにより、早期に世帯の変化に気づき、支援機関につないでいくことも重要である。
- 地域で子ども・若者の育成に関わる人材(青少年指導員、民生委員・児童委員等)と連携して取り組むことが必要である。
- 子どもが家庭の外にも安心できる居場所を得ることができ、また、生活・学習習慣を身に付けるための機会の確保が必要である。
- 地域や成育環境によって体験活動の機会に格差が生じないよう配慮が必要である。
- 外国にルーツがある子どもでは、言語や文化・習慣の違いによる生きづらさや進学・就労へのハンディキャップがあることも見受けられる。
- 国において児童福祉法が改正され、虐待リスクが高いなど養育環境等の課題を抱える主に学齢期の児童を対象に、児童の居場所となる拠点を開設し、児童に生活の場を与えるとともに児童や保護者の相談に対応することなどが求められている。

<ひきこもり等困難を抱える子ども・若者>

- ひきこもりは誰にも起こりうることであり、本市調査では、15歳から39歳までの若者のうち、ひきこもり状態にある方は約13,000人いると推計されている。
- 内閣府の調査では、15歳～64歳のひきこもり状態の方が全国で推計146万人となっている。
- 本人・家族共に支援機関等に相談できずに抱え込むことでひきこもり状態が長期化・深刻化していることが考えられ、早期発見・早期支援することが求められる。
- 相談の敷居を下げるためにも、専門家による支援だけでなく、経験者等同じ経験をしている人同士の支えあいによるサポートも必要である。
- 本人に対してだけでなく、家族に対する支援も重要である。
- ひきこもり等の若者が困難を抱えるに至った背景を理解し、本人なりの自立を見守り、支える地域の力が必要である。
- 支援機関や民間団体等による相談・プログラムや就労支援、居場所の運営など、本人の心身の状態に応じた支援が必要である。
- 地域の当事者団体、家族会等は運営スタッフの不足、スペースの確保の難しさ等から安定した運営に苦慮している。「居場所」の開催や啓発講座等の活動に対する支援が求められている。
- 本人の特性や得意分野に着目した多様な働き方ができるなど、地域や社会の理解促進が必要である。
- 一旦進路や就職先が決まった後も、再び困難に陥ることがないように、支援機関や地域での見守りが必要である。

基本施策6 困難を抱える子ども・若者への支援施策の充実

(1) 現状と課題

- 悩みごとや困りごとをうまく話すことができない子ども・若者が一定数存在する。電話や来所での相談につながりにくい方への相談手法としてSNS相談を実施することにより、支援が必要な子ども・若者や家庭を早期に把握し、SOSを待つことなく、プッシュ型支援を届けることができる取組を推進する。
- 中学校卒業後は、地域社会と本人・家族がつながる機会が減少し、卒業後や高校退学後は支援を必要とする対象者を把握しにくくなり、必要な支援を届けることが難しくなる。
- 公的な相談機関等の利用意向が低く、また、相談に有用性を感じている者が少ない。さらに、公的な支援機関そのものや支援内容の認知度が低い。

<ヤングケアラー>

- 本来大人が担うと想定される家事や家族の世話などについて、年齢や成長に見合わない重い責任や負担が日常化している子ども・若者がいる。学業や友人関係に支障がでてしまうなど、子ども・若者らしい生活が送れずにつらい思いをするだけでなく、将来にも影響を及ぼす可能性がある。
- 本市調査では、市内の家族の世話をしている子どものうち、自分がヤングケアラーだと思う子どもは、小学5年生で8.6%（全体の約1.7%）、中学2年生で6.5%（全体の約0.9%）、高校2年生で11.0%（全体の約0.6%）
- ヤングケアラーの背景にある家庭が抱える課題は多様であることから、見守りや支援等にあたっては、こどもの意向に寄り添いながら、福祉、介護、医療、教育等の関係者が情報共有・連携し、家族に対する適切なアセスメントを行い、世帯全体を支援していく視点を持った支援体制の構築が必要である。
- ヤングケアラーに関する課題は18歳以降も続いたり、若者ケアラーとして新たに発生したりする場合もあることから、ヤングケアラーと若者ケアラーへの支援の取組は一体的に行っていく必要がある。

(2) 根拠となるデータ

- ・横浜市子ども・若者実態調査（R5. 1 こども青少年局）
- ・こども・若者の意識と生活に関する調査（R5.3 内閣府）
- ・横浜市子どもの生活実態調査（R2.12 こども青少年局）
- ・青少年相談センター利用者満足度アンケート（R5.12 こども青少年局）
- ・横浜市におけるヤングケアラーに関する実態把握調査（R4.6 こども青少年局）、市民WEBアンケート（仮称）（R5）
ヤングケアラーの実態に関する調査研究報告書（R2/R3 厚生労働省）

(3) 目標・方向性

- (1) 子ども・若者を社会全体で見守り、悩みや課題の早期発見・早期支援につなげる環境づくり
- (2) 世帯全体を支援する視点を持った支援体制の構築
- (3) 切れ目ない支援を実現するための関係機関等の連携
- (4) 若者自立支援機関などによる支援の充実

(4) 主な事業・取組

※令和6年度予算案に計上している事業・取組は、市会での予算議決を停止条件とします。

青少年相談センター事業

地域ユースプラザ事業

若者サポートステーションにおける相談・支援

困難を抱える若者に対するSNS相談事業

よこはま型若者自立塾

寄り添い型生活支援事業

寄り添い型学習支援事業

青少年の地域活動拠点づくり事業(基本施策4の再掲)

若者自立支援に係る人材育成、
関係機関支援及びネットワーク構築

地域で活動する青少年指導員との連携

ヤングケアラー支援事業

【R7年度以降に想定される取組(案)イメージ】

- ・ 当事者団体・家族会等の支援
- ・ 寄り添い型生活支援事業における外出・宿泊体験等の支援の充実
- ・ 外国につながる子どもたちへの支援(既存の事業の枠組みに当てはまらないものがあれば)

【参考】第3期横浜市子ども・子育て支援事業計画
計画策定スケジュールについて

時期	概要
令和5年10月～	ニーズ調査、市民意見交換会等
令和6年10月	計画素案公表、パブリックコメント
令和7年 2月	計画原案公表
3月	計画策定

第3期横浜市子ども・子育て支援事業計画に向けた 新たな点検・評価の試行実施（案）について

1 趣旨

「第3期横浜市子ども・子育て支援事業計画」（以下、「次期計画」という。）を、子どもの意見の施策反映等について定める「こども基本法」（以下、「法」という。）に基づく「市町村こども計画」に位置付けること等を見据え、令和6年度の子ども・子育て会議における「前年度（5年度）の点検・評価」について、新たな内容で試行実施します。

2 新たな点検・評価の方向性

- (1) 子どもの意見を聞く取組等の視点を取り入れた点検・評価
前年度取り組んだ子どもの意見を聞く取組や施策への反映状況についても点検・評価の対象とし、これまで以上に子ども・青少年の視点に立った計画推進とします。
- (2) 点検・評価で把握したニーズや課題等の計画推進への速やかな反映
点検・評価の審議等を通じ把握した新たなニーズや課題等を、これまで以上にスピード感をもって今後の取組に反映します。
- (3) 本市全体の子どもの意見を聞く取組等への展開
点検・評価を踏まえ、本市全体の他の子どもが関わる施策に対し、子どもの意見を聞く取組等の好事例等を横展開につなげます。

3 現状と課題

- (1) 子どもの意見を聞く取組
令和5年度は、次期計画策定等にむけ次のような取組を行いました。
 - ・次期計画に向けた小学4年生～6年生へのアンケート
 - ・青少年の居場所事業や施設等退所後児童の居場所事業の利用者や障害児本人へのヒアリング
 - ・乳幼児の思いや声等を把握することを目的とした幼稚園や保育所等へのアンケート子どもの意見を聞く取組や施策への反映は、対象や内容に応じて適切な手法等を工夫し、継続的に取り組むことが必要です。また、法では、子ども・子育て支援施策や教育施策はもとより、広く子どもが関わる施策において取り組むことが求められています。
- (2) 点検・評価の実施時期
前年度の実施状況について市（事務局）でとりまとめた報告内容をもとに、概ね8～11月頃に子ども・子育て会議（部会・総会）での審議を行い、点検・評価を確定しています。
計画掲載の全ての事業・取組について、前年度の実施状況等を取りまとめていること等により市の準備作業に時間を要し、子ども・子育て会議における審議が年度後半となっています。
※令和5年度（令和4年度点検・評価）の実施状況
令和5年9月～10月に各部会で基本施策ごとに審議、11月に総会で全体を審議・確定

4 次期計画に向けた令和6年度点検・評価の試行実施内容

- ①基本施策ごとに子ども等の意見を聞く取組や施策への反映状況等を報告します。
- ②報告内容のポイントを絞ること等により準備期間を短縮することで、子ども・子育て会議の点検・評価を年度前半に前倒して行い、その後の計画推進に反映します。

		試行実施案	現行
実施時期		6～8月ごろ	9～11月ごろ
審議方法		現行と同じ	基本施策の所管部会で審議した後、総会で改めて全体を審議
基本施策ごとの市からの報告内容	これまでの主な取組	現行の記載項目に加え、 <u>子ども・子育て会議での前年度の点検・評価で論点への対応や、主な事業・取組の取組内容や利用者・事業者の意見、子どもの意見を聞く取組やその反映等を適宜記載</u>	当該年度に、本市として特に力を入れて取り組んだことや進捗が図られた内容等
	指標	現行の記載項目に加え、 <u>計画2年目以降は過年度実績値を掲載し、5か年の進捗状況を確認</u>	目標値と当該年度実績及び評価（A～D）を記載
	今後の取組の方向性	現行の記載項目に加え、今後行う <u>子どもの意見を聞く取組等を適宜記載</u>	「これまでの主な取組」や「指標」の進捗状況などを踏まえ、翌年度の新たな取組や今後の方向性を記載
	主な事業・取組	<ul style="list-style-type: none"> ・事業・取組名 ・計画策定時の実績 ・想定事業量（最終年度） ・当該年度実績（見込）値 ・<u>過年度実績値（計画2年目以降）</u> ・進捗状況等の評価^{※1} ※1…試行までに評価基準等を整理 ・予算額、決算（見込）額^{※2} ※2…決算（見込）額は、確定次第記載 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業・取組名 ・計画策定時の実績 ・想定事業量（最終年度） ・当該年度実績値 ・進捗状況評価（A～D） ・当該年度の取組状況 ・予算額、決算額 ・有効性（A～D） ・利用者、事業者の意見、評価 ・今後の展開（推進、見直し等）

※点検・評価に基づき、子どもの意見を聞く取組や施策への反映の好事例等を、他局等の子どもに関する施策を行う際の参考となるよう情報提供を行います。

5 次期計画の点検・評価への展開

令和8年度（次期計画1年目の点検・評価実施時期）に向け、次期計画の内容及び試行実施に対する子ども・子育て会議からの意見等を踏まえ、令和7年度に次期計画の点検・評価方法を整理します。

<参考>子ども基本法（抄）

第10条第2項 市町村は、こども大綱等を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画を定めるよう努めるものとする。

第11条 国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

【基本施策1】乳幼児期の保育・教育の充実と学齢期までの切れ目のない支援

<これまでの主な取組>

子ども・子育て会議での前年度の点検・評価での論点への対応や、主な事業・取組の取組内容や利用者・事業者の意見、子どもの意見を聞く取組やその反映等も適宜記載

1	増加する保育ニーズに対応するため、地域の状況に1,322人分の受入枠を確保しました。 インスタグラム等のSNSを活用し、横浜で保育士として働く魅力・就職相談会の案内・園情報の発信等を行うなど、保育士確保に取り組みました。
2	横浜で大切にしたい子どもの育ちや学び、保育・教育の方向性を示す「よこはま☆保育・教育宣言～乳幼児の心もちを大切に～」のポイントを分かりやすく伝えるためのPR動画を作成し、動画配信サービスで配信しました。 また、区のデジタルサイネージでの放映や地域子育て支援拠点、子育てひろばのスタッフへの周知を通じて、子育て家庭に宣言の内容を周知しました。 55園が園内研修リーダー育成研修を受講し、受講園の中から4園の取組事例を「園内研修リーダー育成研修発表会」で公表しました。
3	幼保小職員が、子どもの育ちや学びについて共通の視点をもち対話できるよう、架け橋プログラムリーフレット『Let's talk about our 架け橋プログラム@ヨコハマ』を作成しました。 また、「探究心を育む『遊び』研究会」を立ち上げ、子どもの主体性や探究心を育む実践研究を推進するとともに、その成果を広く発信しました。
4	理由を問わず利用できる乳幼児一時預かりについて34施設で事業を実施し、利用者は88,916人（前年度より19,891人増加）でした。 また、一時預かりの予約システムの改修を重ね、利用者の利便性向上に努めました。
5	病氣中または病氣の回復期のお子様を預かる病児保育・病後児保育を29か所で行うなど、多様な保育ニーズに対応するため、特別保育事業を実施しました。
6	保育所等における医療的ケア児の受入れを推進するため、看護職員を複数配置し、常時、医療的ケア児の受入れが可能な園を「医療的ケア児サポート保育園」として、新たに12園認定しました。

<指標の進捗（取組による成果）>

計画2年目以降は、前年度だけでなく、過年度の実績も掲載

No.	指標	実績						R5年度 進捗状況	所管課
		計画策定時 (H30年度)	R6年度	R2年度 (R3年3月末時点)	R3年度 (R4年3月末時点)	R4年度 (R5年3月末時点)	R5年度 (R6年3月末時点)		
1	保育所待機児童数	46人 【H31年4月】	0人 【毎年4月】	16人 【R3年4月】	11人 【R4年4月】	10人 【R5年4月】			保育対策課
2	園内研修リーダー育成研修を受講した園の割合	20%(累計)	51%(累計)	28%(累計)	30%(累計)	34%(累計)			保育・教育支援課

<今後の取組の方向性>

今後行う子どもの意見を聞く取組等も適宜記載

1	待機児童解消に向け、既存施設での保育サービス向上や職員の受入れを拡大するための定員変更を行う場合の補助を拡充するほか、0歳児の定員を1歳児に振り替える場合の補助も新設します。 また、中規模改修費用補助を18箇所に行います。その上で、受入枠が不足する地域に重点的に保育所等を整備するなど、地域の保育ニーズに合わせた1,295人の受入枠を確保します。 さらに、保育・教育コンシェルジュが一人ひとりのニーズを丁寧に聞き取り、その方に合ったサービスを案内することで、一人でも多くの方が適切な保育サービスを利用できるように取り組みます。
2	就職面接会等については、PRの強化や開催場所の工夫により参加者の増加を目指します。また、保育士の採用定着に課題を抱える園への支援として、効果的な採用策の研修を実施し、その中でコンサルタント派遣についても改めてPRします。 依然として困難な保育者の確保に向け、引き続き保育士宿舍借上げ支援事業等を実施するとともに、潜在保育士等がなかなか保育士・保育所支援センターを通じて市内保育所等に就職した場合、一人5万円を新たに支給します。 また、保育士等の定着支援のため、労務管理や職場環境の改善等をテーマに研修を実施するなど、保育者確保の採用・定着に係る取組の充実を図ります。
3	「よこはま☆保育・教育宣言」を基にした研修や事例紹介を通して、保育・教育施設の職員の理解を深め、保育の実践につなげるとともに、保護者や地域に向けて周知することで、横浜の保育・教育への理解につなげます。 また、保育・教育施設職員とともに、子ども主体の「遊び」に関する研究を行い、幼保小の好事例となる実践について、企業と協働して普及を図り、保育・教育の質向上につなげます。
4	特別保育事業（一時預かり、乳幼児一時預かり、病児保育・病後児保育等）について、引き続き、各家庭のニーズに応じた保育を提供します。なお、一時預かり事業においては、低年齢児の預かりに対する補助の拡充を行い、受入枠の拡大を目指します。 新たに、赤ちゃんが生まれた世帯に一時預かりを無料で利用できるクーポン（はじめてのおあずかり券）を配布し、子育ての負担感を軽減します。また、年収360万円未満相当世帯に対して、利用料の減免（3分の2減免）を新たに実施します。
5	医療的ケア児サポート保育園を拡充するなどにより、医療的ケア児の受入れ園を増やしていきます。 また、看護職員の雇用費を拡充するほか、衛生用品等の消耗品費、施設改修費、研修受講費等を新たに助成します。

<主な事業・取組>

計画2年目以降は、前年度だけでなく、
過年度の実績を掲載

試行までに評価基準等を整理

決算(見込)額は、
確定次第記載

No.	事業・取組名	想定事業量	計画策定時 (平成30年度)	R6年度	実績					R5年度 進捗状況	有効性	備考	決算(見込)額は、 確定次第記載	
					R2年度 (R3年3月末時点)	R3年度 (R4年3月末時点)	R4年度 (R5年3月末時点)	R5年度 (R6年3月末時点)	R6年度 (R7年3月末時点)				R5年度 予算額 (千円)	R5年度 決算(見込)額 (千円)
1	保育・幼児教育研修及び研究事業	保育所職員等研修参加者数 (各区連携研修含む)	27,369人/年	30,000人/年	9,494人/年	18,945人/年	21,462人/年					(補足説明がある 場合)		
2	『よこはま☆保育・教育宣言～乳幼児の心もちを大切に～』を活用した取組の推進	保育・教育宣言事例集掲載事例数	-	30事例	6事例	10事例(2か年) (R3年度4事例)	19事例(3か年) (R4年度9事例)					(補足説明がある 場合)		
3	園内研修・研究の推進	①施設長研修参加者数 ②サポーター派遣園数	①- ②210園(累計)	①200園(累計) ②507園(累計)	①コロナのため 中止 ②329園(累計)	①60園(累計) ②372園(累計)	①95園(累計) ②409園(累計)					(補足説明がある 場合)		

【参考】主な事業・取組の点検・評価の様式

(1) 現状 (変更前)

No.	施設 番号	確保 方針	事業・取組名	想定事業量	計画策定時 (平成30年度)	R6年度	R4年度 ※確保方針に☆	R4年度実績 (R6年3月末時点)	R4年度 進捗状況	R4年度の取組	R4年度予算額 (千円)	R4年度決算額 (千円)	有効性	利用者・実施事業者の意見・評価	今後の展開	所管課
1	1		保育・幼児教育研修及び研究事業	保育所職員等研修参加者数 (各区連携研修含む)	27,369人/年	30,000人/年	-	21,462人/年	B	・認可保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業、横浜保育室、認可外保育施設に加え、居宅訪問型・ベビシッターに勤務する職員等を対象として研修を実施した。 ・局研修実施にあたっては、コロナ禍であったため、集合型とオンライン(Zoom、動画配信)を併用し、計画どおり実施。前年度に比べて参加者が増加した(参加者:R3 9,789人→R4 11,077人)。 ・区連携研修は、コロナ線前に行っていた大規模な会場開催に変わって、オンラインでも開催されるようになり、前年度に比べ、研修実施回数及び参加者数は、増加した(参加者:R3 9,176人→R4 11,295人)。	99,860千円	89,686千円	A	・研修参加者からは、「子どもの姿を語り合う関係性」や「子ども主体の保育」の重要性がわかった。研修受講が子ども中心の保育実践につながっている。オンライン研修に慣れて参加しやすくなった。園内研修として活用している、という意見が寄せられた。(研修実施後のアンケートより)	推進	保育・教育支援課
2	1		「よこはま☆保育・教育宣言～乳幼児の心もちを大切に～」を活用した取組の推進	保育・教育宣言事例集掲載事例数	-	30事例	-	19事例(3か年) (R4年度9事例)	B	・園内研修リーダー育成研修受講園の中から4園の取組事例を「園内研修リーダー育成研修発表会」で公表した。 ・保育実践研究会の中で5園の取組事例を公表した。 ・よこはま☆保育・教育宣言を地域・保護者に周知するため15秒のPR動画を作成し、動画配信サービスで配信した。 ・よこはま☆保育・教育宣言を地域・保護者に周知するためのデジタルサイネージでの放映や地域子育て支援拠点、子育てひろばのスタッフに周知し、利用する保護者に対し、宣言の内容についても伝えられるよう呼び掛けた。	2,304千円	1,791千円	A	・園内研修リーダー育成研修参加者からは、園内研修は少人数でもできること、自分の園の子どもたちの姿を語り合うことが学びになることを知り、気軽に園内研修を実施するきっかけになった、という意見が寄せられた。 ・宣言研修終了からは、自分の園でも子どもの姿を通して日々の保育を振り返り、保育を充実させたい、楽しみたいという前向きな感想が多かった。(研修実施後のアンケートより)	推進	保育・教育支援課
3	1		園内研修・研究の推進	①施設長研修参加者数 ②サポーター派遣園数	①- ②210園(累計)	①200園(累計) ②507園(累計)	-	①95園(累計) ②408園(累計)	B	①園内研修の実施に向けた施設長研修を、園内研修リーダー育成研修と同時に開催した。保育士と施設長が同じ内容を共有することで、実践につながりやすくなった。 ②園内研修・研究サポーターを新設園等37園に派遣した。	12,557千円	6,708千円	A	・「子どもたちと楽しいと思えるのは、環境が大きい。環境整備を整えていける立場なので、頑張っで行こう思った」園内研修は色々な形での取組が可能なので、その中で当園にあった活動を見つけて実践していきたい」という感想があった。(研修実施後のアンケートより) ・「園内研修をこれまでやってこなかったが、今年度、研修するきっかけを作ってもらい良い機会になった」「園内研修が保育の向上に効果的であると感じた」「職員の人材育成となった」などの意見があった。(園内研修・研究サポーターのヒヤリングより)	推進	保育・教育支援課

主な事業・取組の取組内容や利用者・事業者の意見中で、ポイントとなる部分は、令和6年度点検・評価(イメージ)の<これまでの主な取組>に記載します。

計画2年目以降は、前年度だけでなく、過年度の実績を掲載

試行までに評価基準等を整理

(2) 試行実施案

No.	事業・取組名	想定事業量	計画策定時 (平成30年度)	R6年度	実績						R5年度 進捗状況	有効性	備考	R5年度 予算額 (千円)	R5年度 決算(税込)額 (千円)			
					R2年度 (R3年3月末時点)	R3年度 (R4年3月末時点)	R4年度 (R5年3月末時点)	R5年度 (R6年3月末時点)	R6年度 (R7年3月末時点)									
1	保育・幼児教育研修及び研究事業	保育所職員等研修参加者数 (各区連携研修含む)	27,369人/年	30,000人/年	9,494人/年	18,945人/年	21,462人/年										(補足説明がある場合)	
2	「よこはま☆保育・教育宣言～乳幼児の心もちを大切に～」を活用した取組の推進	保育・教育宣言事例集掲載事例数	-	30事例	6事例	10事例(2か年) (R3年度4事例)	19事例(3か年) (R4年度9事例)											(補足説明がある場合)
3	園内研修・研究の推進	①施設長研修参加者数 ②サポーター派遣園数	①- ②210園(累計)	①200園(累計) ②507園(累計)	①コロナのため中止 ②329園(累計)	①60園(累計) ②372園(累計)	①95園(累計) ②408園(累計)											(補足説明がある場合)

「青少年の地域活動拠点づくり事業」の今後の方向性について

第3回部会において頂いた御意見を踏まえ、以下のとおり修正・追記しました。

次期「子ども・子育て支援事業計画」の策定に向け、今後この方向性を基に、庁内の関係部署との調整を進めていきます。

次期計画への記載内容等については、別途、計画策定に向けた審議の中で、引き続きご意見をいただいております。

1 前回からの主な変更点

(1) 事業の目的 (P2)

御意見	<ul style="list-style-type: none"> ○子ども・若者の安心感・受容感(ウェルビーイング)が重要である。 ○子どもや若者が、ここに居てもいいと思えることや、ありのままの自身を認められる場所であることが重要
変更案	<p>事業の目的に、下線部分を追記しました。</p> <p><u>青少年の視点に立ち、その声を聴きながら、青少年が大人の見守りのもと、安全に安心して過ごせる居場所をつくる。</u></p> <p>中高生世代を中心とした青少年が気軽に集い、様々な体験や交流を行うことにより、青少年の成長を支援するとともに、社会に参画する力を育成する。</p> <p>青少年の個々の状況に応じ、悩みや課題が深刻にならないよう、予防的支援や早期支援を行う。</p>

(2) 事業の振り返り・評価・効果検証 (P8)

御意見	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもの幸福感・充実感、自己肯定感を計るべき ○子どもたちは様々な形で評価され疲弊している。評価されたくない思いを踏まえることも必要であり、指標の設定は子どもの変化ではなく、大人(支援)側の取組が望ましい。 ○拠点を利用していない子どもの声を聞く必要がある。 ○初回利用者は今後來なくなることもあるので、複数回利用者と比較しても違いが出てこないのではないか。
変更案	<p>「居場所の提供」を見ていく指標として、下線部分を追記します。</p> <p>○「居場所の提供」については、「利用者が増えているか」、「拠点が知られているか」、「子どもにとって居心地の良い場所になっているか」</p>

2 今後の取組の参考にさせていただくもの

以下の御意見については、令和6年度以降の取組の参考にさせていただきます。

(1) スタッフの体制・役割

○拠点スタッフの役割は非常に重要であり、スタッフも子どもや若者への対応などに悩みを抱えることもあるため、拠点間での情報の共有や研修が必要

○大学生を活用することは、子どもにとって自らの将来をイメージできるなど有効である。

(2) 子どもの意見の反映

○事業の振り返りにあたっては、子ども自身も参加すべき（子どもの声を聴くべき）

○子ども自身がどのような居場所を求めているか聞くべきである。

(3) 広報等について

○HPは自ら検索する必要があるため、例えば駅のポスターのような自然に目に入る広報が有効

○中高生は紙の広報は見ない。スマホで見られることがマストである。

○子どもの居場所となる社会資源の洗い出し・見える化が必要

○横浜市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「支援法」という。)第72条第1項、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。)第25条等の規定に基づき、横浜市子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 子育て会議は、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 支援法第72条第1項各号に掲げる事務を処理すること。
 - (2) 認定こども園法第17条第3項、第21条第2項及び第22条第2項並びに横浜市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例(平成26年9月横浜市条例第46号)第4条の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議すること。
 - (3) その他支援法第6条第1項に規定する子ども等に係る施策に関し市長が必要と認める事項を調査審議すること。
- 2 支援法第61条第1項の規定に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画は、次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第8条第1項の規定に基づく市町村行動計画と一体のものとして策定し、及び評価するため、子育て会議は、当該市町村行動計画の策定及び当該市町村行動計画の実施状況に係る評価についての調査審議を併せて行うものとする。

(組織)

第3条 子育て会議は、委員20人以内をもって組織する。

- 2 委員は、支援法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関し学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が任命する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第5条 市長は、子育て会議に特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

- 2 臨時委員は、市長が必要と認める者のうちから市長が任命する。
- 3 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときまでとする。

(委員長及び副委員長)

第6条 子育て会議に委員長及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、子育て会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 子育て会議の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長及び副委員長が選出されていないときは、市長が行う。

- 2 子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(部会)

第8条 子育て会議に、部会を置くことができる。

- 2 部会は、委員長が指名する委員又は臨時委員をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置き、委員長が指名する。
- 4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、委員長の指名する部会の委員が、その職務を代理する。
- 5 第6条第3項の規定は部会長の職務について、前条(第1項ただし書を除く。)の規定は部会の会議について、それぞれ準用する。この場合において、第6条第3項並びに前条第1項本文及び第3項中「委員長」とあるのは「部会長」と、第6条第3項及び前条中「子育て会議」とあるのは「部会」と、同条第2項及び第3項中「委員」とあるのは「部会の委員」と読み替えるものとする。

(関係者の出席等)

第9条 委員長又は部会長は、それぞれ子育て会議又は部会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第10条 子育て会議の庶務は、こども青少年局において処理する。

(委任)

第 11 条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、委員長が子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 第 3 条第 2 項の規定により平成 27 年 4 月 1 日に任命される委員の任期は、第 4 条第 1 項本文の規定にかかわらず、同日から平成 28 年 10 月 31 日までとする。

附 則(平成 26 年 9 月条例第 59 号)

(施行期日)

1 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成 24 年法律第 66 号)の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 横浜市子ども・子育て会議条例第 1 条に規定する子育て会議は、この条例の施行の日前においても、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)第 17 条第 3 項の規定によりその権限に属させられる事項について、この条例による改正後の横浜市子ども・子育て会議条例の規定の例により、調査審議することができる。

附 則(平成 27 年 2 月条例第 12 号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)の施行の日から施行する。ただし、附則を附則第 1 項とし、同項に見出しを付し、附則に 1 項を加える改正規定は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 5 年 3 月条例第 7 号)

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

横浜市子ども・子育て会議運営要綱

制定 平成 27 年 3 月 5 日 こ企第1019号（局長決裁）
最近改正 平成 30 年 8 月 1 日 こ企第142号（局長決裁）

（趣旨）

第1条 この要綱は、横浜市子ども・子育て会議条例（平成 25 年 3 月横浜市条例第 18 号。以下「条例」という。）に基づき設置される、横浜市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

（部会）

第2条 子育て会議は、条例第 8 条に基づき次の左欄に掲げる部会を置き、右欄に掲げる事項を調査審議する。

部会の名称	調査審議事項
子育て部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関する事（条例第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 条第 2 項関係）
保育・教育部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関する事（条例第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 条第 2 項関係） 2 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の確認及び利用定員の設定に関する事（条例第 2 条第 1 項第 1 号関係） 3 幼保連携型認定こども園の認可等に関する事（条例第 2 条第 1 項第 2 号関係） 4 幼保連携型認定こども園の整備費補助対象の審査に関する事（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係） 5 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に関する事（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係） 6 幼稚園・認定こども園預かり保育事業の認定先の審査に関する事（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係） 7 幼稚園 2 歳児受入れ推進事業実施園の審査に関する事（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係） 8 子ども・子育て支援法に係る支給認定、利用者負担額等に関する事（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係）
放課後部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関する事（条例第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 条第 2 項関係）
青少年部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関する事（条例第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 条第 2 項関係）

2 部会は、必要に応じ部会長が招集する。

3 保育・教育部会における次の事項の決定は、子育て会議の決定とみなす。ただし、次回の子育て会議に報告しなければならない。

- (1) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員の設定に関する事（条例第 2 条第 1 項第 1 号関係）
- (2) 幼保連携型認定こども園の認可等に関する事（条例第 2 条第 1 項第 2 号関係）
- (3) 幼保連携型認定こども園の整備費補助対象の審査に関する事（条例第 2 条第 1

項第3号関係)

- (4) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に関する事(条例第2条第1項第3号関係)
- (5) 幼稚園・認定こども園預かり保育事業の認定先の審査に関する事(条例第2条第1項第3号関係)
- (6) 幼稚園2歳児受け入れ推進事業実施園の審査に関する事(条例第2条第1項第3号関係)

(委員長又は部会長の専決事項)

第3条 委員長は、軽易又は急施を要する事項で、子育て会議を招集する暇がないときは、これを専決できる。ただし、次の子育て会議に報告しなければならない。

- 2 第1項の規定は、第2条第3項について、部会長に準用する。この場合において、第1項中「委員長」とあるのは「部会長」と、第1項中「子育て会議」とあるのは「部会の会議」と読み替えるものとする。

(会議の公開)

第4条 横浜市が保有する情報の公開に関する条例(平成12年2月横浜市条例第1号)第31条の規定により、子育て会議(部会の会議を含む。)については、一般に公開するものとする。ただし、委員の承諾があれば、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

(意見の聴取等)

第5条 委員長は、子育て会議の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

- 2 第1項の規定は、部会長に準用する。この場合において、第1項中「委員長」とあるのは「部会長」と、第1項中「子育て会議」とあるのは「部会の会議」と読み替えるものとする。

(守秘義務)

第6条 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密をもらしてはならない。その身分を失った後も同様とする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、運営に必要な事項は、委員長が子育て会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。